

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づく
略式代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づき、令和 6 年 5 月 10 日付けで、特定空家等の除却を行うよう公告しましたが、措置の期限である令和 6 年 7 月 23 日までに必要となる措置が行われなかったため、市が略式代執行を行います。

略式代執行の実施にあたり、下記のとおり略式代執行の宣言を行います。

記

○対象となる特定空家等の所在地等及び略式代執行の宣言日時

	東区河渡 3 丁目地内特定空家	中央区窪田町 1 丁目地内特定空家
所在	新潟市東区河渡 3 丁目己 130 番地 3	新潟市中央区窪田町 1 丁目 28 番地 1
構造/階数	木造/平屋 約 90 m ²	木造/2 階 約 100 m ²
抵当権等	あり	なし
宣言日時	9 月 9 日 (月) 10:00~	9 月 9 日 (月) 11:00~
当日作業内容	樹木等の伐採	敷地内残置物の搬出
写真		

問い合わせ先

新潟市建築部住環境政策課 渡辺、磯辺
電話：025-226-2806 (直通)